

令和6年度 立上がる営農等への支援事業

町内で本格的な営農の再開と新たな農業従事者増加に向け、農業機械の点検や簡易なビニールハウスの整備、営農の組織化、町内農産物の加工品、販売促進に向けた取り組みなどを浪江町独自の事業として支援します。

- 対象者・・・①農業者団体(復興組合、生産組合等の農業者が組織する団体の方＝構成農家が3戸以上)②避難先から帰還し町内で営農再開する農業者の方③町内で新たに営農を開始する個人及び団体の方
- 採択条件・・・会計手続き等を適正に行えること(提出資料は下段記載の通り)
- 下表の「新規参入者」とは・・・①の内、新規に設立した団体の方、②の方、③町内外から新たに農業従事者となる方の初年度事業を「新規参入者」とします。次年度以降の事業に関する支援は「新規参入者以外」となります。

事業名	補助対象事業	補助率	補助上限額	交付期間		
立上がる営農への補助 新：6年度新規／他赤字：6年度改正箇所						
1	農業機械等の点検、修繕	(1) 農業機械等の点検及び修繕費 (消耗品は除く)	新規参入者	75%	50万円	初めて「立上がる営農への補助」を申請した年度から5年間申請が可能です。
			新規参入者以外	50%	30万円	
	(2) 農業用倉庫等の修繕費 (小規模で必要最小限のもの)		50%	50万円		
2	管理用小型機械等の整備	定植や消毒、収穫等に必要の小型管理機等の購入費	新規参入者	75%	50万円	
			新規参入者以外	50%	30万円	
3	施設等の整備	(1) 簡易なビニールハウスの整備費	新規参入者	75%	100万円	
			新規参入者以外	50%	50万円	
		新(2) 農業用井戸の整備費	新規参入者	75%	100万円	
			新規参入者以外	50%	50万円	
4	作付再開に係る掛かり増し作業等	各種作業の人件費		50%	50万円	
5	農地の改善等に向けた活動	農地の改善等に有効な緑肥作物の種子種苗購入費		50%	50万円	
6	小型鳥獣の被害防止資材	野ネズミ、モグラ、鳥獣保護管理法の許可不用品鳥獣を対象。防除用薬剤、捕獲器、忌避剤、ネット等の購入費		50%	10万円	
7	新規就農者・営農再開農業者への支援(企業法人は除く)	農具、被覆資材、農薬、消毒剤、梱包資材等、営農初期に必要な資材の購入費	新規参入者	75%	20万円	
			新規参入者以外	50%		
歩み出す営農への補助 変：6年度変更／新：6年度新規						
1	担い手の確保や農地の集約化に向けた活動	(1) 講師への謝金		75%	50万円	
		(2) 視察等に要する経費				
2	法人化等の組織化に向けた活動	(1) 研修及び講習受講費		75%	50万円	
		(2) 会議費及び旅費				
3	町内農産物の加工及び販売促進に向けた活動	(1) 加工及び販売用の簡易な装置等の整備費		50%	100万円	
		(2) 販売促進会等の開催経費		50%	50万円	
		(3) PR用資材等の製作費				
		(4) 会議費及び旅費				
変4	GAP,ドローン等の認定・資格取得支援	(1) 研修及び講習受講費		50%	30万円	県補助がある申請料等は除く/ドローン導入した組織に対し2人まで
	(2) 勉強会開催経費、図書等購入費					
新5	生産拡大の取組支援	浪江町で野菜指定産地に該当する品目を集荷施設へ出荷する輸送費の補助		単位10tあたり 1万円		初めて「輸送費補助」を申請した年度から3年間申請が可能です。

- 1申請者が複数件申請される場合の上限額は、各事業にあつては上記記載の補助上限額、また当該年度の総額補助上限額は200万円です。
- 予算の範囲内での補助になります。予算がなくなり次第終了します。ご希望の方はお早めにご相談ください。
- 国、県で同様な補助制度がある場合は国、県の補助を優先してください。
- 補助事業のため、事業計画書、収支予算書、構成員名簿の作成、発注業者の見積書などの提出が必要です。